

番号 01788

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号	
		令和 4年 5月 17日	平成 20年 4月	NCCTB34081-0372	
車		名	型	式	
トレクス		[199] NCCTB34081			
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量
普通	貨物	自家用	コンテナセミトレーラ [041]	1人	23100[30480]kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅
				高さ	前前軸重
				前後軸重	後前軸重
				後後軸重	
				1257cm	249cm
				155cm	-kg
				1370kg	1370kg
				1370kg	1370kg
有効期間の満了する日	令和 4年 4月 9日				
備考					
<p>[千葉]、一時抹消登録 自動車重量税 非課税 [旧自動車登録番号] *保安基準緩和* [認定年月日] 平成19年7月9日 [中部運輸局] 90591 [緩和事項] [004] 車両総重量, [098] 一括緩和 [制限事項] [024] 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。、 [068] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。、 [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、 [094] けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 *けん引車* 日野 KC-SH3VDEG, KL-SH1FFGG, ニッサンディーゼル KL-CK482DAT, いすゞ PJ-EXD52D6</p>			<p>[その他検査事項] (1) 最大積載量欄及び車両総重量欄において、括弧外は基準内の最大積載量及び車両総重量を、括弧内は基準緩和時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。基準内時の第五輪荷重8450KG以上、基準緩和時の第五輪荷重10920KG以上とする。 以下余白</p>		

S-3792

令和 4年 5月 17日

千葉運輸支局長



1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい